

委託業務契約書(案)

1. 委託業務の名称 令和7年度 沖縄きのこ市場競争力強化事業委託業務

2. 履行期間 令和7年 月 日から
令和8年3月19日まで

3. 業務委託料 ¥ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
¥ 円

4. 契約保証金 ¥ 円
(沖縄県財務規則第101条第1項の定めによるところによる。
ただし、同規則第101条第2項の規定に該当する場合は免除)

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 住 所 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
名 称 沖縄県
氏 名 沖縄県知事 名

受注者 住 所
名 称
氏 名

(総則)

- 第1条** 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）及び、仕様書・関係法令に従い、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 甲は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を乙又は乙の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約に関する一切の紛争に関しては、日本国の大審院を第一審の管轄裁判所とする。
- 6 乙が共同事業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同事業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(業務実施計画書の提出)

- 第2条** 乙は、この契約締結後 14 日以内に仕様書に基づいて次に掲げる内容を含む業務実施計画書を甲に提出しなければならない。
- (1) 事業の内容
(2) 事業の実施方法
(3) 事業の推進体制
(4) 事業スケジュール
- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務実施計画書を受理した日から 7 日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。
- 3 業務実施計画書は、甲及び乙を拘束するものではない。

(条件変更等)

- 第3条** 乙は、業務を行うにあたり、次のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 仕様書、質問回答書及び実施計画書に一致しないこと
(2) 仕様書に誤謬又は脱漏があること
(3) 仕様書の表示が明確でないこと
(4) 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が實際

と相違すること

(5) 仕様書に明示されていない条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 甲は前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの下、直ちに調査を行わなければならぬ。

ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約の保証)

第4条 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(管理責任者)

第5条 乙は、業務遂行上の管理を行う管理責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

2 管理責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理責任者に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(実施計画の変更・廃止等)

第6条 甲又は乙の都合により実施計画の内容を変更するときは、甲乙事前に書面(様式第 3 号)による協議を行うものとする。

2 前項の協議が整った場合、乙は速やかに委託業務実施計画変更申請書 2 通(正 1 通、副 1 通)を甲に提出し、甲は乙に対して承認の通知をするものとする。ただし、委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であるとあらかじ

め甲が認めた場合はこの限りではない。

- 3 甲は、前項に定める事項の承認をする場合には、条件を付すことができる。
- 4 乙から申請があった場合は、受理した日から 10 日以内に承認又は不承認の通知を乙にするものとする。
- 5 乙は、やむを得ない事由により、本委託業務の実施が困難となったときは、速やかに廃止（中止）申請書（様式第 4 号）を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除できるものとする。

（履行期間の変更方法）

- 第 7 条** 履行期間の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（業務委託料の変更方法）

- 第 8 条** 業務委託料の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
 - 3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙とが協議して定める。

（条件変更等による契約変更）

- 第 9 条** 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。
- (1) 委託業務の実施の中途において、第 5 条及び第 6 条に掲げる事項又は実施計画書で定められた内容における主要な部分の変更を行う必要が生じたとき。
 - (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。
- 2 前項の変更に係る手続きについては、乙が委託業務実施計画変更申請書 2 通（正 1 通、副 1 通）を原則として当初の委託期間の末日の 14 日前までに（前項第 2 号の変更にあっては、速やかに）甲に提出し、甲と変更契約を締結するものとする。ただし、第 6 条 2 項のただし書に定める流用のときは、この限りではない。

(権利義務の譲渡)

第 10 条 乙は、第三者に対して、本契約により生ずる権利を譲渡し、又は義務を承継させようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(一括再委託等の禁止)

第 11 条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、または請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の企画提案応募申請者であった者、指名停止を受けている者、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに別で定める再委託承認書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

(損害賠償)

第 12 条 乙は、その責に帰する事由により、委託業務の実施に際し甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(進捗状況の報告等)

第 13 条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について実地及び書面による検査を実施し、又は乙に対して報告を求め、必要な指示をするものとする。

(検査及び引渡し)

第 14 条 乙は、委託業務を完了したときは、その日から起算して 10 日を経過した日または委託期間満了の日のいずれか早い日までに、遅滞なく甲に対して委託業務についての実績報告書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に乙の立会いの下、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 乙は、業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前 4 項の規定を読み替えて準用する。

(委託料の支払)

第15条 乙は、前条第2項（前条第5項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、精算払い請求書（様式第2号）を甲に提出し、委託料の支払いを請求することができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、請求書を受理した日から起算して30日以内にその支払いを行うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（契約不適合責任）

第16条 甲は、第14条第5項に規定する引き渡しの完了の日から起算して、1年以内に限り、引き渡された成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合、乙に対し、その契約不適合の補修を求めることができる。

2 甲は乙に対し、前項の契約不適合により生じた損害の賠償を請求することができる。

（甲による契約の解除及び違約金）

第17条 甲は、次に掲げる一の理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除し、また、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があつたとき。
- (4) 乙が次に掲げる一に該当すると認められるとき。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又

は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

2 前項の規定による契約解除の場合には、甲は違約金として契約金額10分の10に相当する金額を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

(下請負契約等に関する契約解除)

第18条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条第1項第4号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第19条 乙は、本契約について、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(秘密の保持)

第20条 乙は、本契約による作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。

3 乙は、個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

(知的財産権の取扱)

第21条 乙が本委託業務により取得した著作権を含む全ての知的財産権は、次の各号のとおり取り扱う。

(1) 乙が本委託業務により取得した著作物（ただし、取得した著作物

- の本質的特徴を直接感得できる著作物全てを含むものとする。) に関する著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。) は、全て甲に無償で譲渡する。
- (2) 本契約締結後に、乙が本委託業務により創作した著作物に関する全ての著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。) は、当該著作物納入時に、甲に移転する。
- (3) 乙は、本委託業務により創作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 新規著作物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は乙に留保されるが、可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。また第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、乙は可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくよう留意し、第三者が二次利用できない箇所についてはその理由についても付するものとする。

(関係書類の整備)

第 22 条 乙は、委託業務にかかる経理の状況を明らかにした書類及び帳簿を備え付け、これらを契約の日の属する年度の翌年度から 5 年間保管するものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 23 条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から遅延日数に応じ、沖縄県財務規則第 109 条で定める率の割合で計算した額とする。

(不正行為等に対する措置)

第 24 条 甲は、乙が本契約に関して不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部監査を指示し、その結果を文書で甲に報告させることができるものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正等の行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認められる時は、乙の施設等に立ち入ることができるものとする。

3 甲は、不正等の事実が確認できたときは、氏名及び不正等の内容を公表することができるものとする。

4 甲は、前各項のほか必要な措置を講じができるものとする。

5 契約者のうち特定の者が第 1 項から第 3 項の規定に該当するときは、本条の規定に基づく措置は当該特定の者のみに適用されるものとする。

(疑義の協議)

第 25 条 この契約に定める事項について疑義が生じたとき、または、この契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ処理するものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出さなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目

的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第 10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第 2 に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第 11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとすると場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、

若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。
- 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

- 第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、隨時実地に検査することができる。
- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

- 第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

- 第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

（契約解除）

- 第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求ることはできない。

（損害賠償）

- 第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った

場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

様式第1号（第14条関係）

令和　年　月　日

沖縄県知事殿

住所
名称
代表者職・氏名 印

令和7年度 沖縄きのこ市場競争力強化事業委託業務 実績報告書

みだしの委託業務に係る実績について、委託契約書第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 業務委託料　： 円

2 履行期間　：

3 完了年月日　：

4 実施した委託業務の概要

様式第2号（第15条関係）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
名称
代表者職・氏名
担当者名
連絡先

令和7年度 沖縄きのこ市場競争力強化事業委託業務 精算払い請求書

令和 年 月 日付けで契約を行った標記業務に係る委託料について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額	金	円
内訳		
(1) 契約額	金	円
(2) 受領済額	金	円
(3) 今回請求額	金	円

2 振込先

金融機関名
支店名
預金種別
口座番号
(フリガナ)
口座名義

様式第3号（第6条関係）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

名称

代表者職・氏名

印

令和7年度 沖縄きのこ市場競争力強化事業委託業務 変更申請書

令和 年 月 日付けで契約を行った標記業務の変更について、契約書第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

変更前	変更後

様式第4号（第6条関係）

令和 年 月 日

沖縄県知事殿

住所

名称

代表者職・氏名

印

令和7年度 沖縄きのこ市場競争力強化事業委託業務廃止（中止）申請書

令和 年 月 日付けで契約を行った標記業務の廃止（中止）について、契約書第6条5項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 廃止（中止）の理由

2 委託業務の実施状況

- (1) 委託業務について
- (2) 経費内訳について

単位：円

区分	月日現在 支出済額	残額	支出予定額	廃止（中止） に伴う不用 額	積算内訳
計					

3 廃止（中止）後の措置

- (1) 委託業務について
- (2) 経費内訳について
- (3) 経費支出予定明細

単位：円

区分	支出予定額	積算内訳
計		

再委託承認申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事（または出先機関の長）あて

住所

企業(団体)名

代表者(職氏名)

以下の契約に係る業務について再委託を行う必要がありますので、承認くださいますよう
お願いします。

契約件名						
契約金額	円					
契約年月日	令 和 年 月 日					
履行期限	令 和 年 月 日					
再委託を予定する業務						
再委託予定額	円					
再委託先	企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)					
再委託予定期間	令 和 年 月 日 ~ 令 和 年 月 日					
再委託の必要性						
再委託先選定理由						
再委託先の適格性※	業務履行に必要な人員・技術・設備等 期間内の適正な業務履行の確保 指名停止措置を受けている者 本件契約の競争入札参加者 暴力団員に該当する者 暴力団と密接な関係を有する者			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当		

※「再委託先の適格性」については、申請者が確認のうえレを記入すること

再委託変更承認申請書

令 和 年 月 日

沖縄県知事（または出先機関の長）あて

住所

企業(団体)名

代表者(職氏名)

以下のとおり再委託を変更する必要がありますので、承認くださいますようお願いします。

契約件名										
契約金額	円									
契約年月日	令 和 年 月 日									
履行期限	令 和 年 月 日									
変更理由(必要性)										
再委託業務	【変更前】 【変更後】									
再委託額	【変更前】 円 【変更後】 円									
再委託先	【変更前】 企業(団体)名 【変更後】 企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)									
再委託期間	【変更前】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 【変更後】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日									
再委託先の 適格性	【変更後】 業務履行に必要な人員・技術・設備等 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 期間内の適正な業務履行の確保 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 指名停止措置を受けている者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 本件契約の競争入札参加者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団員に該当する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団と密接な関係を有する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当									

※変更を予定しない項目については【変更前】のみ記入し、【変更後】は空欄とすること

再委託承認書

令 和 年 月 日

申請者（委託先） あて

沖縄県知事名 印

令和 年 月 日付け申請のあった再委託については、以下の条件を付して承認します。

契約件名	
再委託を承認する業務	
再委託先	企業(団体)名
再委託承認額	円
再委託承認期間	令 和 年 月 日 ~ 令 和 年 月 日
再委託の条件	<p>1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。</p> <p>2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。</p> <p>3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。</p> <p>4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。</p> <p>5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できること。</p> <p>6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。</p> <p>7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。</p>

再委託変更承認書

令 和 年 月 日

申請者（委託先） あて

沖縄県知事名 印

令和 年 月 日付け申請のあった再委託の変更については、以下の条件を付して承認します。

契約件名	
再委託を承認する業務	【変更後】
再委託先	【変更後】企業(団体)名
再委託承認額	【変更後】 円
再委託承認期間	【変更後】令 和 年 月 日 ~ 令 和 年 月 日
再委託の条件	<p>1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。</p> <p>2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。</p> <p>3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。</p> <p>4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。</p> <p>5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できること。</p> <p>6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。</p> <p>7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。</p>